写

九運総務第１７２号
令和５年１月２７日

関係各位

九州運輸局長
（公印省略）

令和５年全国山火事予防運動の実施について

標記について、国土交通省大臣官房長から別添のとおり通知がありましたので、この趣旨をご理解のうえ貴傘下会員に対し周知方よろしくお願い致します。

受付
5.1.31
第98号
九州トラック協会

国官総第１６０号
令和５年１月２４日

本省局長等　殿
地方局長等　殿
独立行政法人の長　殿

国土交通省大臣官房長
（公印省略）

令和５年全国山火事予防運動の実施について

標記について、別添のとおり林野庁長官より協力依頼がありましたので、貴所属職員及び関係機関・団体等に対し周知願います。

九州運輸局
-5.1.24
第152号
総務

（別　　紙）送付先一覧

大臣官房秘書室長　殿	不動産・建設経済局長　殿	国土交通政策研究所長　殿
大臣官房人事課長　殿	都市局長 殿	国土技術政策総合研究所長 殿
大臣官房総務課長　殿	水管理・国土保全局長　殿	国土交通大学校長　殿
大臣官房広報課長　殿	道路局長　殿	柏研修センター所長　殿
大臣官房会計課長　殿	住宅局長　殿	航空保安大学校長　殿
大臣官房地方室長　殿	鉄道局長　殿	小笠原総合事務所長　殿
大臣官房福利厚生課長 殿	自動車局長　殿	国土地理院長　殿
大臣官房技術調査課長　殿	海事局長　殿	観光庁長官　殿
総括監察官　殿	港湾局長　殿	運輸安全委員会事務局長　殿
危機管理・運輸安全政策審議官 殿	航空局長　殿	気象庁長官　殿
大臣官房官庁営繕部長　殿	北海道局長　殿	海上保安庁長官　殿
総合政策局長　殿	政策統括官　殿	海難審判所長　殿
土地政策審議官　殿	政策統括官　殿	
国土政策局長　殿	国際統括官　殿	

東北地方整備局長　殿	近畿運輸局長　殿	
関東地方整備局長　殿	神戸運輸監理部長　殿	
北陸地方整備局長　殿	中国運輸局長　殿	
中部地方整備局長　殿	四国運輸局長　殿	
近畿地方整備局長　殿	九州運輸局長　殿	
中国地方整備局長　殿	東京航空局長　殿	
四国地方整備局長　殿	大阪航空局長　殿	
九州地方整備局長　殿	札幌航空交通管制部長　殿	
北海道開発局長　殿	東京航空交通管制部長　殿	
北海道運輸局長　殿	福岡航空交通管制部長　殿	
東北運輸局長　殿	神戸航空交通管制部長　殿	
関東運輸局長　殿		
北陸信越運輸局長　殿		
中部運輸局長　殿		

（独立行政法人）	日本高速道路保有・債務返済機構理事長　殿	
土木研究所理事長　殿	住宅金融支援機構理事長　殿	
建築研究所理事長　殿		
自動車技術総合機構理事長　殿		
海上･港湾・航空技術研究所理事長　殿		
海技教育機構理事長　殿		
航空大学校理事長　殿		
鉄道建設・運輸施設整備支援機構理事長　殿		
国際観光振興機構理事長　殿		
水資源機構理事長　殿		
自動車事故対策機構理事長　殿		
空港周辺整備機構理事長　殿		
都市再生機構理事長　殿		
奄美群島振興開発基金理事長　殿		

国土交通省
官総 第72号
-5. 1. 23

4林整研第366号
令和5年1月19日

国土交通省大臣官房長　殿

林野庁長官

令和5年全国山火事予防運動の実施について

林野火災の予防につきましては、平素から格段の御協力をいただき感謝申し上げます。

全国山火事予防運動については、春季全国火災予防運動の一環として、毎年の山火事発生危険期に実施しているところでありますが、令和5年においても、別紙「令和5年全国山火事予防運動実施要綱」により実施することとしましたので、一層の御協力をお願いいたします。

なお、観光庁長官・気象庁長官・海上保安庁長官宛てには、別途協力依頼をしております。

担当：林野庁 森林整備部 研究指導課
森林保護対策室 保護企画班
電話：03-3502-1063

（別紙）

令和５年全国山火事予防運動実施要綱

１　目的

この運動は、広く国民に山火事予防意識の啓発を図るとともに、予防対策を強化し、森林の保全と地域の安全に資することを目的とする。

２　主唱

林野庁、消防庁

３　統一標語

「火の確認　山を愛する　あなたのマナー」

４　統一実施期間

令和５年３月１日から３月７日まで（消防庁等が実施する春季全国火災予防運動と同一期間）

なお、地域における山火事発生状況等を考慮した効果的な運動の推進を図るため、当該期間以外の期間を山火事予防運動の実施期間とすることを妨げない。

５　山火事予防に効果的と考えられる実施項目

(1) ハイカー等の入山者、森林所有者、林内及び森林周辺の農地及び作業現場の作業者、地域住民、小中学校の児童・生徒等を対象に次の重点事項の啓発活動を実施する。

ア　枯れ草等のある火災が起こりやすい場所では、たき火をしないこと

イ　たき火等火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火すること

ウ　強風時及び乾燥時には、たき火、火入れをしないこと

エ　火入れを行う際は市町村長の許可を必ず受けるとともに、あらかじめ必要な防火対策を講じること

オ　たばこは、指定された場所で喫煙し、吸いがらは必ず消すとともに、投げ捨てないこと

カ　火遊びはしないこと、また、させないこと

(2) 駅、市町村の庁舎、学校、登山口等への警報旗、山火事予防ポスター等の掲示やテレビ、ラジオ、有線放送、新聞、インターネット等の各種広報媒体の活用等により、入山者、地域住民等に対し山火事予防意識の高揚を図る。

(3) 火災警報発令中など、火災の発生しやすい時期には、関係機関が協力して、住宅地等に近接する森林での重点的な森林パトロールを実施するなど森林の保全管理体制の強化を図ることにより、火災の未然防止、早期発見に努める。

(4) 森林又は森林に近接している土地における火災の予防のため、農林業関係者等と消防関係者等との密接な連携の下に、初期消火を中心とする消防訓練、研修会、予防及び消火資機材等の適切な点検・管理等を実施し、地域の実情に即した予防対策を計画的に講ずるよう努める。

(5) 地域住民、農林業関係者等による山火事予防組織の育成強化を図るとともに、これらの組織が女性（婦人）防火クラブ等のいわゆる民間防火組織と連携を図り、予防活動を行うよう要請する。